

事業免許が失効した送出機関リストの通知

2022年1月1日から施行される法律第69/2020/QH14（ベトナム人労働者海外派遣法）の適用を導くための取り組みを展開すると共に、労働傷病兵社会省の2021年7月1日付書簡2053号/LDTBXHの要求に応じて、契約に基づいて労働者を海外に派遣する送出機関の事業免許を調査した後、労働管理局は2021年8月15日に、事業免許が失効した送出機関の労働者提供契約の登録を一時停止しました。労働傷病兵社会省は、送出機関が主たる所在地を置く地方の省レベルの人民委員会に、事業免許が失効した送出機関リストを書面で通知しました。

事業免許が失効した送出機関リスト（ここを参照）。

この結果、これらの送出機関は、2021年8月15日より前に労働管理局によって登録された労働者提供契約のみ継続することが許可されます。

上記のリストにある送出機関の責任については、法律の第72号/2006/QH11の第15条第2項a号、および2007年10月8日の通達21/2007/TT-BLDTBXHの第1節第7項の規定に従い、下記のとおりとなります。

契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律第24条の規定に基づいて、有効な労働者提供契約、労働者を海外派遣する契約の義務を引き続き実施します。

また有効な契約、および海外で働いている労働者数、有効な労働提供契約で採用された労働者数、海外派遣のために採用された労働者の支払い内容、海外労働助成基金への寄付、有効な契約の責任を実施するための計画について報告しなければなりません。